

別 紙

別紙 1 燃料費調整 I

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152, \beta = 0.2714, \gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

燃料費調整単価 =

$$(31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合

燃料費調整単価 =

$$(\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準価格} \div 1,000)$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間
毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間 (翌年が閏年の場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間

ニ 燃料費調整額Ⅰは、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき22銭1厘といたします。

別紙2 燃料費調整Ⅱ

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259, \beta = 0.2563, \gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$(83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$(\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times ((2) \text{の基準価格} \div 1,000)$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間

毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日前日までの期間
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日前日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日前日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日前日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日前日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日前日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から翌年の２月の検針日前日までの期間
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から翌年の３月の検針日前日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から翌年の４月の検針日前日までの期間
毎年１２月１日から翌年の３月３１日までの期間 (翌年が閏年の場合は、翌年の２月２９日までの期間)	翌年の４月の検針日から翌年の５月の検針日前日までの期間

ニ 燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、１キロワット時につき１９銭７厘といたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- ① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{ロの離島基準単価} \div 1,000$$

- ② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{ロの離島基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の 検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の 検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の 検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の 検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月 の検針日前日までの期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間
毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間 (翌年が閏年の場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間

(二) 離島ユニバーサルサービス調整額

① 定額制供給の場合

定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

② 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(イ) 定額制供給の場合

定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1 厘
------------	-----

別紙3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、納付金単価を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日の期間に使用される電気に適用されます。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金はその年の1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものをいいます。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

別紙４ 負荷設備の入力換算容量

(１) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次によります。

(a) けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) $\times 150\%$	管灯の定格消費電力 (ワット) $\times 125\%$
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) $\times 200\%$	

(b) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180

(c) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1, 149以下	60	60
1, 556以下	70	70
1, 759以下	80	80
2, 368以下	100	100

(d) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130

1 2 5 以下	1 6 0	2 9 0	1 4 5
2 0 0 以下	2 5 0	4 0 0	2 3 0
2 5 0 以下	3 0 0	5 0 0	2 7 0
3 0 0 以下	3 5 0	5 5 0	3 2 5
4 0 0 以下	5 0 0	7 5 0	4 3 5
7 0 0 以下	8 0 0	1, 2 0 0	7 3 5
1, 0 0 0 以下	1, 2 0 0	1, 7 5 0	1, 0 0 5

(2) 誘導電動機

(a) 単相誘導電動機

イ 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力（キロワット））は、換算率 1 0 0 . 0 % を乗じたものといたします。

ロ 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
3 5 以下	－	1 6 0	出力（ワット） × 1 3 3 . 0 %
4 5 以下	－	1 8 0	
6 5 以下	－	2 3 0	
1 0 0 以下	2 5 0	3 5 0	
2 0 0 以下	4 0 0	5 5 0	
4 0 0 以下	6 0 0	8 5 0	
5 5 0 以下	9 0 0	1, 2 0 0	
7 5 0 以下	1, 0 0 0	1, 4 0 0	

(b) 3 相誘導電動機

換算容量（入力（ワット））
出力（馬力） × 9 3 . 3 %
出力（キロワット） × 1 2 5 . 0 %

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は次によります。

なお、レントゲン装置が 2 つ以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別	最高定格管 電圧	管電流 (短時間定格電流)	換算容量
------	-------------	------------------	------

(携帯型および移動型を含む)	(キロボルトピーク)	(ミリアンペア)	(入力 (ボルトアンペア))
治療用装置	—	—	定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします。
診療用装置	9.5 以下	2.0 以下	1
		2.0 超過 3.0 以下	1.5
		3.0 超過 5.0 以下	2
		5.0 超過 10.0 以下	3
		10.0 超過 20.0 以下	4
		20.0 超過 30.0 以下	5
		30.0 超過 50.0 以下	7.5
		50.0 超過 1,000 以下	10
	9.5 超過 10.0 以下	20.0 以下	5
		20.0 超過 30.0 以下	6
		30.0 超過 50.0 以下	8
		50.0 超過 1,000 以下	13.5
	10.0 超過 12.5 以下	50.0 以下	9.5
		50.0 超過 1,000 以下	16
	12.5 超過 15.0 以下	50.0 以下	11
		50.0 超過 1,000 以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(a) 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内臓型を除きます。）の場合

入力 (キロワット) = 最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア) × 70 %

(b) (a) 以外の場合

入力 (キロワット) = 実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア) × 70 %

(5) その他

- (a) (1)、(2)、(3) および (4) によることが不適當と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- (b) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するため直接必要であって欠くことのできない表示灯は、動力とあわせて1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- (c) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。